

第12期東京都生涯学習審議会 第9回全体会

次 第

日時：令和4年9月26日（月曜日）

午後6時00分から午後8時00分まで

会場：都庁第一本庁舎33階特別会議室N6

1 開会

2 議事

「これからの地域コミュニティづくりにおける都立学校の在り方」について

(1) 志々田副会長からの報告

(2) 笹井会長からの報告

3 今後の予定

(1) 起草委員会の設置について

(2) その他

4 閉会

【配布資料】

資料 第12期東京都生涯学習審議会第9回全体会 審議資料

第12期東京都生涯学習審議会委員

(任期：令和4年1月13日から令和6年1月12日まで)

氏名	所属
エビハラ シュウコ 海老原 周子	一般社団法人kuriya 代表理事
サイ ヒロミ 笹井 宏益	玉川大学 特任教授
サワオカ シノ 澤岡 詩野	公益財団法人ダイヤ高齢社会研究財団主任研究員
シシダ マナミ 志々田 まなみ	国立教育政策研究所生涯学習政策研究部 総括研究官
タケダ カズヒロ 竹田 和広	一般社団法人ウィルドア 共同代表理事
ノグチ アキナ 野口 晃菜	一般社団法人UNIVA 理事
ヒロシ タクジ 広石 拓司	株式会社エンパブリック 代表取締役
フクモト ミチヨ 福本 みちよ	東京学芸大学教職大学院 教授
マツヤマ アキ 松山 亜紀	株式会社セールスフォース・ジャパン 社会貢献部門 ディレクター
ヨコタ ミホ 横田 美保	特定NPO法人持続可能な開発のための教育推進会議(ESD-J) 事務局長

(令和4年4月1日更新)

第12期東京都生涯学習審議会

第9回全体会 審議資料

令和4年9月26日

1 開会

2 議事

各委員からの「検討枠組み」を受けた提案

- (1) 志々田 まなみ 委員
- (2) 笹井 宏益 委員

3 今後の予定

志々田委員からの報告

都立学校施設の
今後の効果的活用の在り方について

都立学校施設の 今後の効果的活用の在り方について

東京都生涯学習審議会
志々田 まなみ（国立教育政策研究所）
shishida@nier.go.jp

自己紹介

- 国立教育政策研究所
生涯学習政策研究部 **総括研究官**
- 社会教育実践研究センター **社会教育調査官**
- 文部科学省 総合政策局 地域学習推進課
コミュニティ・スクール調査官

【研究テーマ】

成人教育、家庭・学校・地域の連携・協働

教育基本法第13条

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。




学校教育まかせの子育て
に対する意識改革
(次世代育成の当事者性の形成)



子供の成長を支える
大人の横のつながり・
ネットワークの形成



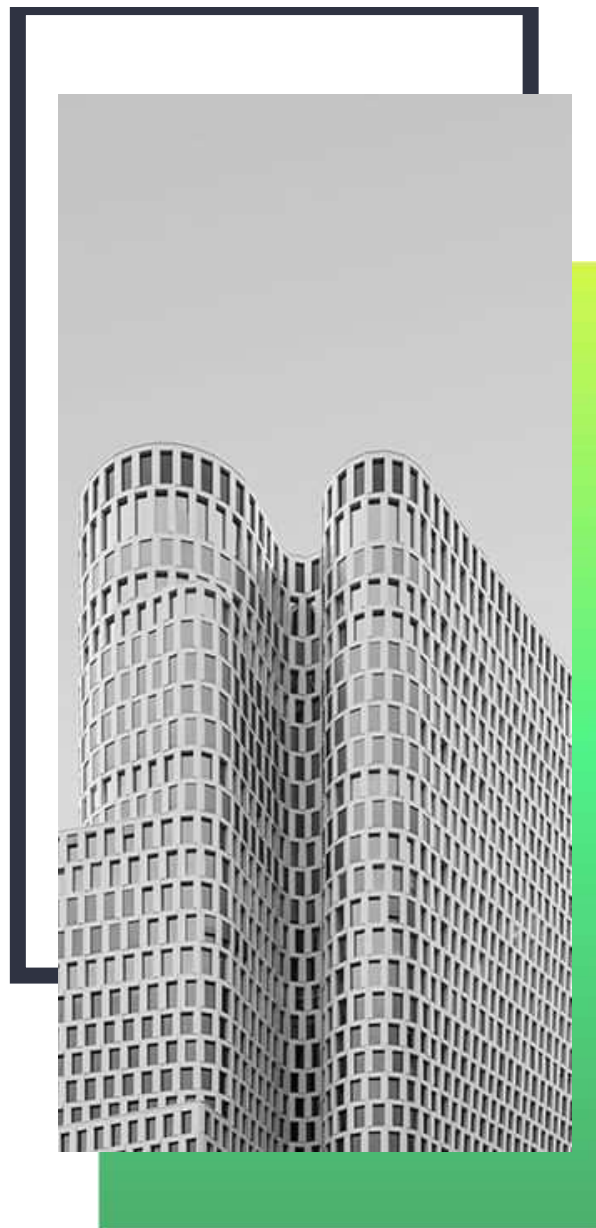
学校と家庭以外の居場所、
支えあう異年齢の仲間
を子供が選べる環境づくり



全都立学校施設の 生涯学習施設化

ambition

都立学校施設の施設管理の規則を
見直す必要があるのでは？



全ての都立学校施設が 同じ開放の質・量を担う 必要はない

- 立地、周辺地域や施設の特性、特色ある教育活動等によって、学校によせられるニーズは異なる。好条件の施設に、より多くの貢献が求められることは当然では？

→民間のシーズを活用し、開発する場

(子ども・若者支援、教育の質的向上や、
共生社会の実現に資する取組を優先)

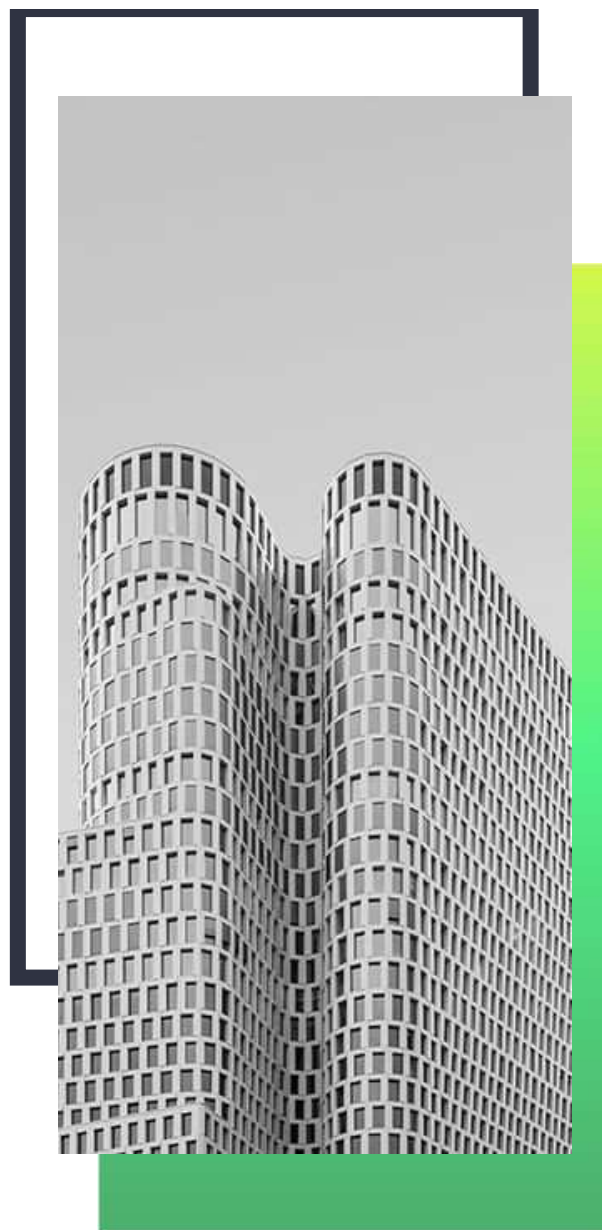
→ **パターンⅣ/Ⅴ** **パターンⅢ**

- より多くの貢献ができる学校に、より多くの資源、専門職員の配置ができるとPRしやすい (使用料の一部還元)

学校開放ではなく、 全ての都立学校施設は 生涯学習施設として教育庁が管理

- 高等学校は、東京都から施設を時間貸を受け学校運営を行うスタイルはどうか？
- 教育課程外のスポーツや文化活動は地域住民の生涯学習活動と一緒に実施（児童・生徒には公的な補助）
- 理想的には、24時間、だれもが安心、安全に学習できる公的な施設

都立学校施設の施設管理の規則を 見直す必要があるのでは？



全ての都立学校施設が 同じ開放の質・量を担う 必要はない

- 立地、周辺地域や施設の特性、特色ある教育活動等によって、学校によせられるニーズは異なる。好条件の施設に、より多くの貢献が求められることは当然では？

→民間のシーズを活用し、開発する場

（子ども・若者支援、教育の質的向上や、共生社会の実現に資する取組を優先）

→ **パターンⅣ/V** **パターンⅢ**

- より多くの貢献ができる学校に、より多くの資源、専門職員の配置ができるとPRしやすい（使用料の一部還元）

部活動の地域移行

① 休日の部活動について、令和5年度から7年度末まで

の3年間を目途に地域移行することが基本

② 多様なスポーツ団体等が実施主体として想定される

(スポーツ庁「地域移行でどう変わる？運動部活動改革～運動部活動の地域移行に関する検討会議提言～より)

↓ <https://www.youtube.com/watch?v=UxdG7nYRF1Q>


中学・高校の部活動の地域移行の試験的取り組みとして、

近隣の都立学校施設で合同講習会・研修会等を

NPOと東京都教育庁とで定期的実施してみてもどうか？

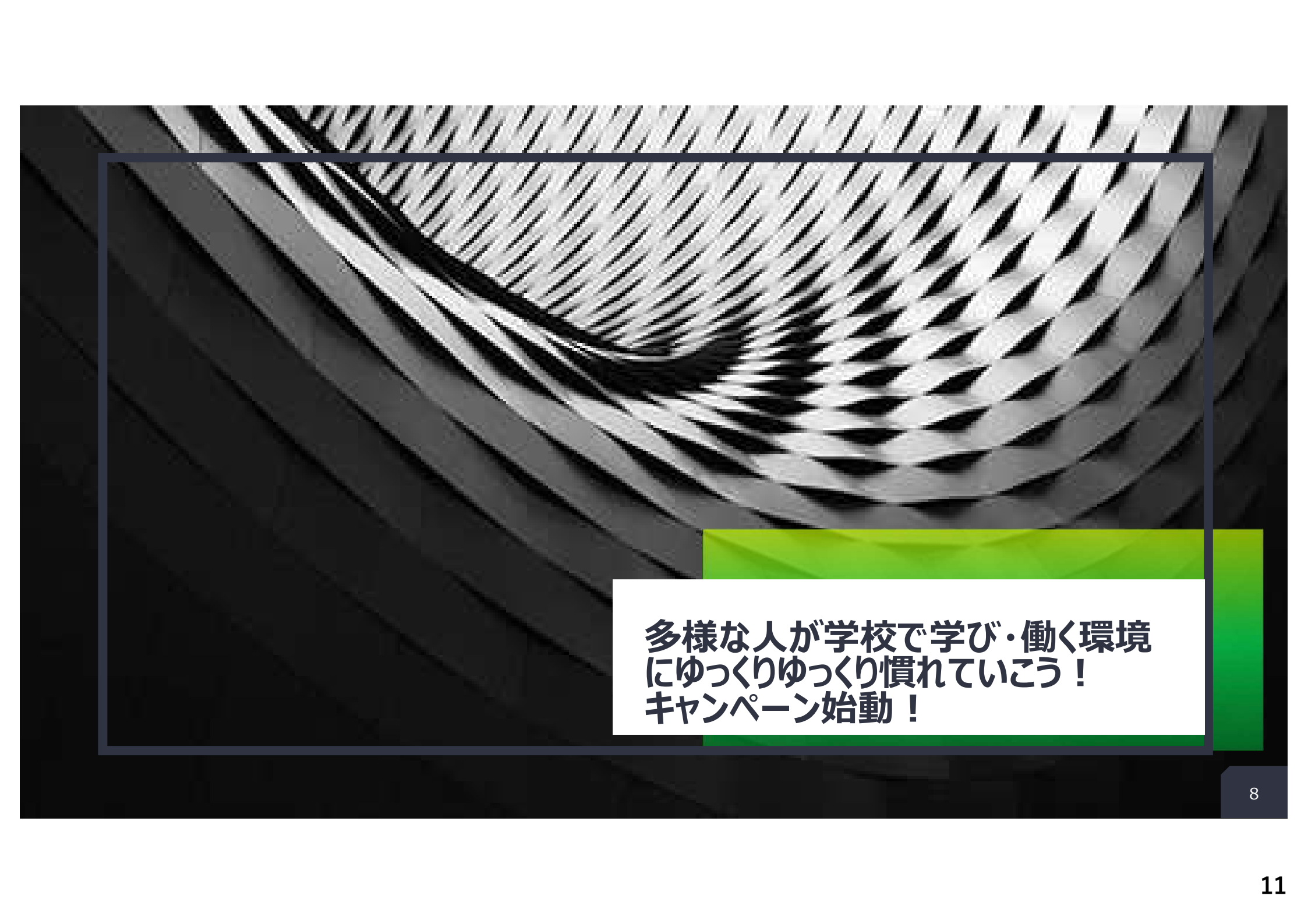
パターンIV/V





多様な人が学校で活動する土壌づくり = 社会に開かれた学び

- まずは、「土曜はいろいろな人が学校に来る日」の慣習化
 - : 社会教育活動, 地域活動
 - : キャリア教育合同イベント(就職講話, お仕事ナビ)
 - : コワーキングスペース (シェアオフィス)
 - : 子育てスペース, コミュニティサロンスペース
 - : 通信制課程のスクーリング, 部活体験 (公私問わず)



多様な人が学校で学び・働く環境
にゆっくりゆっくり慣れていこう！
キャンペーン始動！

笹井委員からの報告

学校開放事業の理論的整理

学校開放事業の理論的整理

令和4年9月

笹井宏益

発表の趣旨

- ◆ これまでの発表内容を踏まえ、都の学校開放のあり方について理論的に整理・考察する
- ◆ 上記に関して、事業の具体化に当たって予想される問題点を明確にする
- ◆ なお、ここで使っている「社会教育」という言葉（概念）は、「ノンフォーマル教育（NFE）」や「学校外教育」という言葉と、ほとんど同義的に扱っている

学校教育（FE）と社会教育（NFE）との相違（1）



学校教育

システムチックに組織化されている

→教育委員会・指導主事・校長・教員・生徒

システムチックに計画化されている

→朝礼・授業・給食・部活動・学校行事



社会教育

ゆるやかに組織化されたり計画化されている

→グループ・サークル・団体の活動（集団型）

→講座・セミナー・研究協議会・学習会など

施設に集まってする活動（集合型）

学校教育（FE）と社会教育（NFE）との相違（2）

学校教育は

システマチックな活動

Formal

形式化・制度化された活動

- 組織的な活動
- 計画的な活動
- 管理運営体制のもとでの活動（学校経営の存在）
- **システム上の目的・役割によって活動が規定される**

社会教育は

機能（作用）的な活動

Non-formal

形式化されない、多種多様な活動

- 集まったり緩やかにつながることで生まれる活動
- 計画がないかあっても緩やかな計画による活動
- 管理運営体制がないかあっても緩やかな管理による活動
- **ボランティアな意識が活動の基盤**

両者の相違をまとめると...

両者は、目的も内容も形態も全く異質（水と油???)

学校教育は、社会システムとして存在していることから、求心力を持つ

社会教育は、システム外の活動として存在しており、拡散的である

両者の相違を実際上乗り越えるためには...

完全に切り分ける

協働的な関係をつくる

協働の意義とその具体化の方法

異質なものの魅力を
そのまま受け入れる



異質なもの同士で
方向を共有する



方向性の共有
実施プロセス
の共有

現代における高校教育の位置・意義とは？

- ◆ K-16のシステムの中にありながら、**学校教育システム全体**における**意義づけが不明確**
- ◆ 教育課程の見直しや指導方法の改善など「**質向上の取り組み**」は**進んでいる**
- ◆ **個性化・多様化路線の高校教育改革**？ 1990年代から基本的に変わっていない？

市立札幌大通高校（単位制高校）の活動例

教育活動とそれを支える組織（具体的な事業の例）

- ① 大通応援団（市民による教育サポーター事業）
- ② 生徒支援センター（困難を抱える生徒たちへの支援）
- ③ 保健支援部（すべての生徒が自立・社会参加できるように支援）
- ④ 日本語支援教育（外国籍生徒たちの日本語学習支援）
- ⑤ 情報発信活動（地元のCATVなどを活用）
- ⑥ 学習支援活動（中学校で習ったことの学び直し）
- ⑦ キャリア教育支援活動（インターンシップ、ジョブトレーニング、キャリア探求）
- ⑧ プレゼンテーション大会（学びの成果の発表）

注：調査研究報告書「公共圏の空間構造と高校教育改革—札幌市立高校の教育改革と公共圏の形成—」（小出達夫（北海道大学名誉教授），2022年6月発行）より

市立札幌大通高校の諸活動に対する考察

教師や生徒相互の
関心の共有

関心の共有の拡大
社会的な活動主体と
の接点の拡大

「私の意識」と
「私たちの意識」
との共存

自立・自律性と
コミュニティ意識の涵養
↓
キャリア探索の基礎

注：前掲の報告書より

高校教育と学校開放事業との関係

札幌大通高校の事例を踏まえて考えると、
高校教育を充実する上で
(生徒の興味関心や経験を蓄積させたりする上で)
学校開放事業を活用することは重要！

社会参加から社会教育実践までのプロセス（モデル図）

1) 他者と接する（例 カフェなどで新聞を読む）

2) 他者と対話する（例 気軽におしゃべりをする）

3) 他者と情報を共有する（例 共通の課題を見つける）

4) 他者と関わり合う（例 課題を共有し議論をする）

5) 他者とともに実践する（例 課題を共有し作業をする）

前掲プロセスにおける課題の存在（課題例）

1) 他者と接する **孤独・孤立の克服**

2) 他者と対話する **つながりや包摂をつくる**

3) 他者と情報を共有する **メディア社会への対応**

4) 他者と関わり合う **共生の関係づくり**

5) 他者とともに実践する（例 課題を共有し作業をする）
共創の活動づくり

学校開放事業の実施に向けて

- 学校という施設を利用して、一般の市民向けの事業を行うパターンとしては、次の2つの方向性が考えられる

A：学校開放事業を学校教育とは完全に切り離して、事業を行う

→ 空間や時間、教育リソースなどを完全に切り分けて、
事業を行う

B：学校開放事業と学校の教育活動とが協働する形で、事業を行う

-1 → 学校の教育活動と協働して、事業を行う

-2 → いわゆる公開講座として、事業を行う

A：学校教育とは完全に切り離す

■実現するための必要条件

- ① 空間的・時間的に完全に切り離す
- ② 教育的な営みに必要なリソースを明確に分離する
- ③ 学校の教師や生徒による（正規の）教育活動として位置付けない
（事業に参加する場合は、一般の市民・若者として参加する）
- ④ 公共性を持つ学習課題
- ⑤ 事業の管理運営責任を明確にする（学校の責任とは切り離す）
- ⑥ 民間セクター（NPO、企業など）に委託することが一般的

B -1 : 学校の教育活動と協働する

■学校の教育活動と協働して学校開放事業を行う。その際、基本的には、次の点が重要になる

- ① 公共性のある課題（テーマ）とその共有
- ② 企画から実施までのプロセスの共有
- ③ 当該学校の生徒の成長・発達の視点
- ④ 学校としてのメリットの意識化
- ⑤ 対等な関係性（パートナーシップ）の構築
- ⑥ イニシアティブをとる主体の明確化

事業実施に際しての政策的視点

公共性の所在

- 公共的な価値の所在を「『未来の東京』戦略ビジョン」に求める

条件整備

- 学校教育と社会教育の原理や実態（の相違）を尊重する

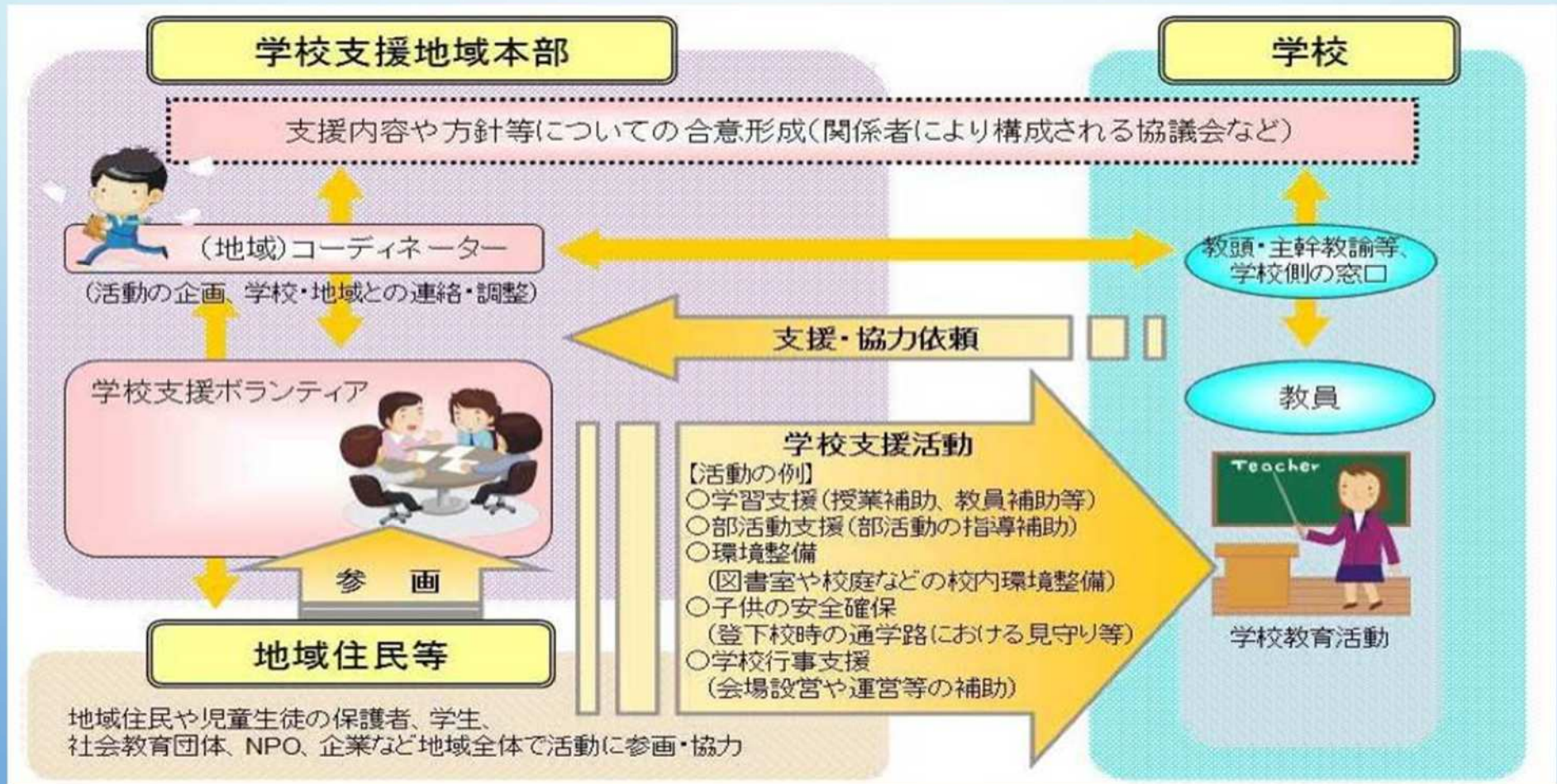
事業実施上の プロセス重視

- 事業の企画実施に際して、ファシリテーションやコーディネーションを介在させる

制度化を図る

- システム化された学校教育と対等に関わるためには、事業を制度的に位置付ける必要がある（例：学校支援地域本部事業）

例：制度としての学校支援地域本部事業（予算上の制度化）



B-2 : いわゆる公開講座を開催する

- 学校という公共施設を利用して、公的セクター（学校、教育委員会、首長部局、区市町村、都立大学など）が、一般の市民向けの講座を開催する。その際の留意点は次に掲げるとおり。

- ① 大学開放事業（UNIVERSITY EXTENSION）としての公開講座は、もともと「学術的な授業の出前」的な性格を持っているが、高校の場合は、実務的で生活志向の内容が望ましい。
- ② 教員を含めた学校のリソースの活用
- ③ TEPROとの連携